

令和 年 月 日

各 位

松伏町長 鈴木 勝
(公印省略)

労働関係法令の遵守について（依頼）

平素より、町政にご協力いただき感謝申し上げます。

当町の発注する公共事業は、町民生活はもとより請負業者及びその労働者の利益につながるものです。

この目的を果たすためには、各位の労働関係法令の遵守が重要であり、この趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されないことによる各業者及び業界の健全な発展と公共事業の適切な履行を妨げる恐れがあります。労働関係法令の遵守は受発注者双方が徹底していくことが必要です。

そこで、改めて当町が発注する工事等に従事する労働者の賃金確保や、労働時間の管理、労働条件の適正化等をはじめとする労働関係法令について遵守されているのかを、今一度ご確認をいただき、改善の必要がある場合は改善に努めていただきたいと思います。

各位におかれましては、労働者の労働環境について留意いただくとともに、更なる適切な環境整備にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

担当 企画財政課総合政策担当
電話 991-1818 (直通)

(別紙)

労働関係法令の遵守について

1. 労働賃金について

- ・賃金は、賃金台帳に基づき適正な支払いが行われていること
- ・時間外、休日等の割増賃金は、適正に支払いが行われていること
- ・賃金は、従業員に通貨で直接又は口座振込等の確実な方法で、全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて支払いが行われていること

2. 労働時間の管理について

- ・労働日ごとの労働時間を把握し、適正に記録していること
- ・休憩時間や休日等について、関係法令を遵守し、適切に運用していること

3. 労働条件について

- ・就業規則は労働基準監督署に届出されていること（※常時10名以上の従業員を使用している場合のみ）
- ・時間外及び休日の労働に関する協定（36協定）を労使間で締結し、労働基準監督署に届出されていること
- ・労働条件（就業規則、雇用契約、労使協定）が適切であること

4. 安全衛生関係

- ・事故報告の記録など、業務災害の対策は適正に行われていること
- ・従業員に対し、毎年医師による健康診断を実施すること

5. 社会保険加入関係

- ・労災保険、雇用保険に加入していること
- ・町から承認を得た再委託業者がいる場合、当該業者が社会保険に未加入であった場合、その加入について指導又は助言をすること
- ・建設工事における下請契約の締結にあたり、標準見積書等による必要な法定福利費の把握に努めること

6. 法定帳簿の整備関係

- ・法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）が整備されていること
- ・労働条件通知書（雇用契約書）が整備されていること

7. 下請負人との適正な契約について

- ・元請負人と下請負人との間において、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止すること
- ・元請負人と下請負人との間において、赤伝票処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、下請負人の責によらないやり直し工事の強制等がないよう十分留意すること